

2024年7月23日
損害保険ジャパン株式会社

金融庁による報告徴求命令の受領について

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：石川耕治、以下「当社」）は、2024年5月23日に公表しておりますとおり、当社が代理店委託契約を締結している一部の乗合代理店において、お客さまの保険契約情報を、お客さまのご了解なく他の乗合保険会社に共有している事案（以下「本事案」）につきまして、お客さま、関係者の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

<参考：2024年5月23日ニュースリリース>

https://www.sompo-japan.co.jp/-/media/SJNK/files/news/2024/20240523_1.pdf

現在、本事案の調査を進めておりますが、乗合代理店への当社出向者が、他社の保険契約情報を不適切に当社に共有していた事案を新たに確認しております。

（2024年7月22日時点：9代理店で確認）

昨日、当社は、本事案の事実関係、お客さまへの対応方針、真因分析とそれを踏まえた再発防止策等につきまして、金融庁から、保険業法第128条第1項、および個人情報の保護に関する法律第146条第1項に基づく報告徴求命令を受領しました。

当社は、当社出向者が関与した事案が発生した事実、および報告徴求命令を受けたことを極めて重く受け止めており、報告徴求命令に基づく詳細な調査を実施し、本事案に係る事実関係、お客さまへの対応方針、本件に至る真因分析および再発防止策等について、金融庁に報告を行う予定です。

以上